

別添 1

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 25 日

小谷村長 松本久志



1 協議の場を設けた区域の範囲

南小谷地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 25 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

2 3 経営体

うち	個人	1 1	経営体
	集落	1 2	経営体

4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6 地域農業の将来のあり方

○土地利用型農業については、離農や規模縮小する農家の農地を借り受けたり、村・JA・普及センターが協力して耕作放棄地を解消することで、地区内に存在する集落営農組

織及び小谷村内全域の作業受託を行っている小谷村農作業受託組合や認定農業者が中心となり、村の振興作物である信州小谷そば等の作付を行う。

○中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付・水管理等の役割を担うほか、知見を活かした技術的指導や助言を行う。

【水稲】

ほ場整備が完了している農地を中心に認定農業者へ農地中間管理機構を活用した集積を行い、効率的な農業経営ができるよう支援を行い、ほ場整備が未実施で生産性の悪いほ場については集落営農による共同活動を実施し中山間地域農業直接支払交付金等を活用した農地の維持を進める。

また、特定農地貸付制度を利用した「棚田オーナー制度」を活用し、水稲の作付・収穫を通して都市との交流を推進する。

② ソバ

営農支援センターにおいて、機械の共同利用、支援組織の営農器具等を購入し、高齢農家、兼業農家の経営規模縮小に歯止めをかけ、経営意欲の向上と農地を守る目的、村内消費量の20tを確保するため普及活動を行っていく。

③ 小麦・大豆

当村では、まだまだ基準に達しないため、引き続き、耕作しやすい環境の整備を行い、農地や農業者を確保していく。

④ 山菜類

山菜の村として認知されている当村では、高齢化により山の奥まで採りに行くことが困難な状況になりつつあるため、里山で育てる山菜をめざす。